

## 「県民の声を受けて」公表分の概要

平成29年1月13日  
戦略企画部

県民の声を受けて、平成28年12月1日、12月16日及び平成29年1月4日に県Webに公表した県民の声の概要と県の対応は、別表のとおりです。

声の件数は43件ですが、このうち4件については複数の所属で対応しており（別表の整理番号欄の（ ）内が重複番号）、県の対応件数は47件となっています。

声の種別、部局別の県政への反映区分等の概要は、次の1及び2のとおりです。

また、別表の整理番号欄に、A又はBを記した主な内容は3のとおりです。

### 1 声の種別

県民の声は、次の7種類に区分して整理しています。 (件)

| 区分 | 提案意見 | 苦情 | 要望 | 照会 | 相談 | 激励賛同 | その他 | 計  |
|----|------|----|----|----|----|------|-----|----|
| 件数 | 31   | 7  | 6  | 3  |    |      |     | 47 |

### 2 対応部局別反映区分

県民の声の県政への反映については、次の6区分によって整理しています。 (件)

| 部局等        | 区分 | 既に実施している | 県民の声を受けて実施した | 今年度内に反映したい | 次年度以降に反映したい | 施策の参考とする | 反映は困難である | 計  |
|------------|----|----------|--------------|------------|-------------|----------|----------|----|
| 防災対策部      |    | 2        |              |            |             |          |          | 2  |
| 戦略企画部      |    |          |              |            |             | 1        |          | 1  |
| 総務部        |    | 8        |              |            |             | 1        | 4        | 13 |
| 健康福祉部      |    | 4        |              |            | 1           | 3        | 1        | 9  |
| 環境生活部      |    |          |              |            |             | 5        |          | 5  |
| 地域連携部      |    | 1        | 1            |            |             | 1        |          | 3  |
| 農林水産部      |    |          |              |            |             |          |          |    |
| 雇用経済部      |    | 1        |              |            |             | 1        |          | 2  |
| 県土整備部      |    | 2        | 1            |            |             |          |          | 3  |
| 出納局        |    |          |              |            |             |          |          |    |
| 企業庁        |    |          |              |            |             |          |          |    |
| 病院事業庁      |    |          |              |            |             |          |          |    |
| 議会事務局      |    |          |              |            |             | 3        |          | 3  |
| 監査委員事務局    |    |          |              |            |             |          |          |    |
| 人事委員会事務局   |    |          |              |            |             |          |          |    |
| 教育委員会事務局   |    | 3        |              |            |             | 1        | 2        | 6  |
| 労働委員会事務局   |    |          |              |            |             |          |          |    |
| 選挙管理委員会事務局 |    |          |              |            |             |          |          |    |
| 計          |    | 21       | 2            |            | 1           | 16       | 7        | 47 |

注) 各庁舎事務所等は、本庁の各部局にカウントしています。

### 3 主な内容

(1) 職員に関するもの(別表の整理番号欄にAを記したもの)

ア 職員の勤務、行動等についての意見、苦情 No. 4、No. 5、No. 36、No. 42

(2) 県民の声を受けて実施した案件で、業務の改善等へ反映したもの(別表の整理番号欄にBを記したもの)

ア 鈴鹿庁舎におけるさわやか提案箱の案内表示についての苦情 No. 32

イ 県発注工事現場における仮設トイレの設置についての苦情 No. 38

県民の声を受けて  
(Web公開)

- ・平成28年12月1日、12月16日及び平成29年1月4日に県Web「県民の声」コーナーで公表したもの(47件)
- ・下表のうち、「種別」及び「反映区分」欄は、県Webには未掲載
- ・整理番号欄に、AまたはBを記したもの(6件)  
Aは職員に関するもの(4件)及びBは「県民の声を受けて実施した」案件で、業務の改善等へ反映したもの(2件)

| 整理番号 | 受付年月日      | 受付方法  | 種別   | 【件名】                  | 【概要】  | 対応部局  | 対応課        | 【対応内容】  | 反映区分      |
|------|------------|-------|------|-----------------------|---|-------|------------|---|-----------|
| 1    | 2016/10/26 | 電子メール | 提案意見 | 保育園等の高台移転について         | 志摩市浜島町にある保育園等について、海からさほど離れていない位置にあります。近年の大地震に不安を感じます。特に、宮城県の大川小学校のような大惨事にならないよう、避難の必要がない高台に建築していただきたいです。海の横を通して送迎するので、大津波が来た時、果たして安全といえるでしょうか。緊急時の引渡しの後、帰り際に津波にのまれそうな所もあり不安です。仕事場から、すぐかけつけられない時にも安心して待機できる場所で、幼い命が守られる場所に、建築していただきたいと思ひます。そして、緊急時も、かけつけた親が待機できる十分な数のある駐車場を整備していただきたいです。実際に、南海大地震が起きた時に、周囲が海に囲まれ、住民が避難できる場所がありますか。   | 防災対策部 | 防災企画・地域支援課 | このたびは、お問い合わせいただき、ありがとうございます。三重県では、近い将来に発生が懸念されている南海トラフ地震による津波への備えとするために津波浸水予測図を作成・公開し、広く県民の皆さんへ周知を図っているところです。また、各市町でも県の想定結果を活用し、津波ハザードマップを順次作成し、公表するとともに、安全な避難場所を指定する際に活用しているところです。県民の皆さんにおかれましては、日頃から津波ハザードマップ等で自宅周辺の危険な場所や避難場所を確認いただき、発災時に、家族があわてず行動できるように、どこに避難するのか、どう連絡を取り合うのかなど、事前に家族で話し合ってください。いざ地震が起き、津波が発生した際には、すみやかに高い安全な場所へ避難できるよう危機意識を常に持っていただきたいと思います。今後とも、津波避難に対する取組にご協力をお願いします。         | すでに実施している |
| 2    | 2016/11/8  | 電子メール | 要望   | 子育て世代を対象とした防災の講演会について | 東日本大震災の時に、経験した教訓を活かして、子どもたちの命を守り、社会に役立つ仕組みを広め、希望にあふれた未来を切り拓くプロジェクトについて、支援している団体があるそうです。その団体では、子ども連れのお母さんを対象とした講演会で、災害時にママがすることは何かという話をしていそうです。そのような講演会は、とても興味深いし、生の声からの教訓だから、難しい防災の話より、すぐためになると思ひます。他県ではそのような講演会が行われているようですが、三重県では、子育て世代限定の防災の講演会はないですね。遅れていますね。ぜひよろしくお願ひします。   | 防災対策部 | 防災企画・地域支援課 | この度は、ご意見をいただき、ありがとうございました。三重県では、「みえ出前トーク」の制度により、県民の皆さんからのリクエストに応じて、集会や勉強会の場に、防災に関する知識や経験を有する、防災技術指導員・専門員を派遣しております。子育て世代を対象とした防災講演会をご希望とのことですが、講演内容につきましても、事前に打ち合わせを行い、その地域や団体のご要望にお応えできるよう、工夫して実施しているところですので、ぜひご活用ください。また、講演以外にも、災害時に役立つ技術(新聞スリッパや風呂敷リュックの作成等)をはじめ、避難所運営ゲーム(HUG)や災害図上訓練(DIG)、タウンウォッチング、防災すごろく、ロープワークなど、幅広い支援を行っています。少人数でも構いませんし、土日や夜間などでもご希望にあわせて講師を派遣しますので、気軽にお問い合わせをください。           | すでに実施している |
| 3    | 2016/11/28 | 封書・葉書 | 提案意見 | 県民手帳について              | 先日、書店で県民手帳が目にとまり購入しました。三重県のいろいろな事が書いてあり興味深く読みましたが、視力にも障がいがある私にはもう少し字が大きいほうが見やすく、書き込む場所ももう少し広いと使いやすいのと思ひました。今のコンパクトなサイズのものだけではなく、A5サイズくらいでも作っていただくと弱視の障がい者やご年配の方にも県民手帳を活用できて良いかと思ひます。ご一考よろしくお願ひいたします。  | 戦略企画部 | 統計課        | この度は、県民手帳のご購入及び貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。県民手帳は、企画提案コンペによる民間事業者の提案により県が監修し、民間事業者が発行しています。県民手帳について様々なご意見をいただいておりますので、来年度作成予定の県民手帳については、いただいた意見を参考にして民間事業者と連携して作成に取り組んでいきたいと考えています。今後ともより良いものになるよう努めてまいりますので、引き続きご利用いただきますようお願いいたします。  | 施策の参考とする  |
| 4(A) | 2016/11/4  | 電子メール | 提案意見 | 三重県職員の長時間労働について       | 昨今、長時間労働の問題がマスコミ等で取り扱われています。知人の三重県職員と話をしたところ、企業等を指導すべき立場の行政で、ブラック企業並みに長時間労働を課せられている実態を聞きました。それも、残業代が出ないどころか、残業した時間の申告さえしづらい雰囲気、その人は、手帳に密かに本当の残業時間を記入しているとのことでした。確かに休日や深夜にも県庁舎には電気がついてますし、労務管理が適正に行われているのか疑念があります。一応、形だけのノー残業デーがあるようですが、そんなものは、やっていますというパフォーマンスとのことです。知事はイクメンで話題になっていますが、職員の中には、育児の時間を確保するどころか、通常の休日すらまともにとれない人もいそうです。誰かが自殺して事が起きないと、動かないのですか。どうか三重県で長時間労働の文化がなくなるよう、県庁が率先して動いていただくようお願いいたします。   | 総務部   | 行財政改革推進課   | ご意見をいただきありがとうございます。県では、職員の「ワーク」と「ライフ」の両立に向けてワーク・ライフ・マネジメントを推進しており、時間外勤務の削減等に、数値目標を掲げて取り組んでいます。中でも、職員の健康管理の観点から、年間の時間外勤務が500時間を超える超長時間勤務者数の削減については重点的に取り組んでいるところです。また、目標や具体的取組の設定、進捗状況の確認等は、上司と部下との対話や労使での意見交換等を通じて行っています。今後、長時間労働につながる働きやすい職場環境づくりを進めることで県民サービスの向上につなげられるよう、さらなる推進を図ってまいります。  | すでに実施している |
| 5(A) | 2016/11/28 | 電子メール | 提案意見 | 職員の残業について             | 県職員の人件費が高いと報道されていますが、私の親族が配属された部署はとりわけ高いと聞きました。過労死が世間でとりがざたされていますが、県庁で改善の意識はあるのでしょうか。残業が当たり前として仕事を組むのは、無能な管理者によるものと思ひます。上司のマネジメントの実力かもしれませんが、民間ならば限られた人的資源と配分された予算に見合った仕事を組みます。残業代も税金と知っていますか。ちなみに、過労死が発生した場合はどう申し開きするのですか。国を挙げて残業削減と打ち出しているのに、三重県ではこの体たらくで恥ずかしいですね。  | 総務部   | 行財政改革推進課   | ご意見をいただきありがとうございます。県では、三重県財政の健全化に向けて、仕事の生産性を高め、時間外勤務を前提としない働き方を追求するよう、具体的取組を検討しているところです。また、職員の「ワーク」と「ライフ」の両立に向けてワーク・ライフ・マネジメントを推進しており、長時間労働につながらない働きやすい職場環境づくりを進めるよう、組織マネジメントの中で取組を進めているところです。今後、県民サービスの向上に向けて、さらなる取組の推進を図ってまいります。  | すでに実施している |
| 6    | 2016/11/7  | 面談・来訪 | 要望   | 監査委員の変更について           | 平成28年10月12日の知事定例記者会見によって、上島憲監査委員が知事の伊勢の後援会長であることがわかりました。このような選任は、有権者として納税者として、あつてはならないことであると思ひ、強く抗議します。監査委員選任にかかる議案提出について(決裁日平成28年6月28日)を情報公開請求しましたが、決裁区分は「知事」でした。嶋田総務部長、渡邊副知事、石垣副知事に「上島憲さんが知事の後援会長だということを知っていたのか。」と質問しましたところ、3人共「知らなかった。」と答えていただきました。自分の後援会長を監査委員にするために議案を提出した知事の政治的センスには失望しました。「地方自治法第198条の2の欠格事項ではないから。」と知事が説明されたとしても、私は、納得することができません。私の三重県民としての文化力と感性に基づいて、知事をこの件において信頼することはできません。今後の監査報告も信用することができません。早急に監査委員の変更の手続きをしていただくよう、要望いたします。 | 総務部   | 人事課        | さわやか提案箱へのご意見ありがとうございます。監査委員については、地方自治法第196条に基づき、知事が、議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた見識を有する者を選任しています。上島委員は、企業家として数々の企業経営に携わるとともに、伊勢商工会議所の会頭として、地元経済の発展にも尽力いただいております。こうした経歴から財務管理、事業の経営管理に関する経験も豊富で、優れた見識を有している人物であることから、監査委員に選任したものであります。なお、監査委員の欠格条項(監査委員になることができない者)が地方自治法に規定されていますが、上島氏はこれに該当いたしません。上島委員は、監査委員として適切な人材であり、選任後、適正に業務を執行していることから、監査委員の変更は考えていません。ご理解いただきますようお願いいたします。 | 施策の参考とする  |

|            |                |       |      |                              |   |     |       |  |           |
|------------|----------------|-------|------|------------------------------|---|-----|-------|--|-----------|
| 7<br>(33)  | 2016/<br>11/9  | 電話    | 提案意見 | 県職員と思われる人物によるインターネット上の発言について | インターネットニュースの意見投稿欄に、三重県職員と思われる人物の投稿がありました。内容は、学力の低い人を馬鹿にするようなものです。人権宣言をしている三重県の職員がそのようなことでもいいのですか。単に削除させる等の対応だけでなく、今後の三重県の対応を注視しています。  | 総務部 | 人事課   | これまで、職員に対しては、勤務時間の内外を問わず、自らの行動が公務への信頼に与える影響を自覚し、責任ある行動を取るよう注意喚起してきたところです。今回の事案は三重県職員の投稿ではありませんでしたが、三重県職員において同様のことがないよう、研修や会議等の機会を捉え、改めて注意喚起してまいります。  | すでに実施している |
| 8          | 2016/<br>11/21 | 電話    | 提案意見 | 職員の給与について                    | 県の正職員は人事委員会勧告に基づいてボーナスが上げられるそうですね。一方で、臨時職員はボーナスも退職金もないそうです。自分たちだけたくさんもらい、豊かな生活をしておいて、同じ職場で働く臨時職員には貧しい生活をさせて、平気なのですか。こんな状況が何十年も続いているなど信じられません。臨時職員にもボーナスや退職金を支給できるように、制度を変えてください。  | 総務部 | 人事課   | 非常勤職員については、地方自治法の定めにより、ボーナスや退職金を支給することはできません。今後も適正な給与制度・運用に努めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。   | 反映は困難である  |
| 9          | 2016/<br>11/21 | 電子メール | 提案意見 | 精神障がい者・知的障がい者の採用について         | 「障害者の権利に関する条約」を読んだことがありますか。日本には、障がい者差別を禁止する法律がいくつかありますが、その頂点にあるのはこの条約です。条約の趣旨にのっとれば、現在、三重県が実施している職員採用試験のうち、身体障がい者枠は、精神障がい者や知的障がい者への差別であり、排除です。他の自治体の中には、身体障がい者のみならず、精神障がい者や知的障がい者などを含め、障がい者一括枠として、職員採用試験を実施しているところがあります。つきましては、三重県でも、来年度から、身体障がい者のみならず、精神障がい者や知的障がい者などを含め、障がい者一括枠として、職員採用試験を実施してください。そして、条約違反を回避してください。   | 総務部 | 人事課   | 本県では、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、障がい者の雇用促進を図るため、昭和56年度から身体障がい者を対象とした採用試験を実施するとともに、平成19年度からは、知的障がい者を対象とした採用試験を実施しています。これは、身体障がいと知的障がいの態様の違いを踏まえて、別枠で職員を採用しているものです。なお、精神障がい者を対象とした職員採用は実施していませんが、今後、他団体の情報も収集し、研究してまいります。  | すでに実施している |
| 10         | 2016/<br>11/22 | 電子メール | 提案意見 | 職員の給与について                    | 県職員の給与は高すぎます。民間で働く人は、少ない給料で生計をやりくりしています。県職員の給料は県民の税金であり、もっと少なくする必要があります。  | 総務部 | 人事課   | 地方公務員の給与は、民間企業との比較、国家公務員や他の地方公共団体との均衡などを考慮して決められています。具体的には、民間給与の実態について、毎年、人事委員会が企業規模で50人以上かつ事業所規模で50人以上の従業員を有する民間企業から無作為に抽出し調査を行い、その調査結果等に基づき、三重県知事等に対して給与に関する勧告を行います。地方公務員法に基づく人事委員会勧告は尊重すべきものであり、勧告を踏まえた条例案を県議会に提案し、審議、議決を経て地方公務員の給与が決定されています。今後も適正な給与制度・運用に努めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。  | 反映は困難である  |
| 11         | 2016/<br>11/24 | 電話    | 提案意見 | 職員の給与について                    | 借金が多くあり、財源も不足する中、人事委員会勧告どおりに給与を引き上げるのは非常識です。このままでは三重県は夕張市のように破たんしてしまいます。給与カットもしなければなりません。幹部職員に総務省から職員を呼んででも、英断すべきです。もっと財政のことを考えてもらいたい。  | 総務部 | 人事課   | 地方公務員の給与は、民間企業との比較、国家公務員や他の地方公共団体との均衡などを考慮して決められています。具体的には、民間給与の実態について、毎年、人事委員会が企業規模で50人以上かつ事業所規模で50人以上の従業員を有する民間企業から無作為に抽出し調査を行い、その調査結果に基づき、三重県知事等に対して給与に関する勧告を行います。知事は、この勧告を受けて、関係条例案を県議会に提案し、審議・議決を経て決定されることとなります。今年の調査結果では、県職員の期末勤労手当の支給割合（4.20月分）が民間企業の賞与の支給割合（4.30月分）を0.10月分下回っていることが明らかになり、民間に見合った水準に引き上げるよう10月14日に勧告されました。勧告の取扱いについては、地方公務員法に基づく人事委員会勧告は最大限尊重すべきということや、県の財政状況を踏まえて慎重に検討を行った結果、勧告どおりに実施することとし、関係条例案を県議会に提出したところです。今後、三重県議会において、審議、議決を経て決定される予定です。いただきましたご意見も参考としつつ、今後も総人件費の抑制に努め、引き続き適正な給与制度・運用に努めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。 | 反映は困難である  |
| 12<br>(43) | 2016/<br>11/28 | 電子メール | 要望   | 精神障がい者の公務員採用について             | 2018年度から、精神障がい者が雇用義務化されます。しかしながら、全国の自治体や教育委員会の行っている採用試験における障がい者を対象とした特別選考では、依然としてその対象を身体障がい者に限定しているところがほとんどで、知的障がい者、精神障がい者には門戸を開いていません。2018年度から精神障がい者の雇用が義務化されるため、2017年の採用試験から精神障がい者を採用し始める必要があると考えています。三重県、三重県教育委員会におかれましては、障がい者を対象とした特別選考の対象を、速やかに身体障がい者から全ての障がい者へ拡大するよう、お願いいたします。身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の全ての障がい者が安心して働けるよう、法改正の趣旨を理解していただき、法律を誠実に執行していただきますよう、よろしくお願いいたします。 | 総務部 | 人事課   | 本県では、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、障がい者の雇用促進を図るため、昭和56年度から身体障がい者を対象とした採用試験を実施するとともに、平成19年度からは、知的障がい者を対象とした採用試験を実施してきたところです。障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律により、平成30年4月1日には精神障がい者が法定雇用率の算定基礎の対象に加わり、より一層の障がい者雇用の促進が図られます。同法の施行により精神障がい者を対象とした特別枠を設けることが義務化されるものではなく、現在、同法の施行にあわせて精神障がい者を対象とした特別枠を設ける予定はありませんが、今後、採用にあたっての課題を検討するとともに、障がい者が働きやすい職場づくりを進めてまいります。  | すでに実施している |
| 13         | 2016/<br>10/21 | 電子メール | 提案意見 | 県庁の食堂について                    | 県庁の食堂を利用したいと思っておりますが、食堂では、三重オリジナルの食材や料理がどれくらい提供されていますか。他府県の県庁食堂を利用したことがありますが、地域ならではの料理が安価で提供されていました。地域で評判のシェフが調理を担い、料理を盛る皿も地場の焼き物が使われており、過去には、観光PRの内容と連動したメニューも開発していたようです。職員の利便性が損なわれない範囲で、食堂を観光振興に利用するのもいいと思います。三重はおいしい食材が多く、器に使える焼き物もあります。食堂でしか食べられないメニューを開発できれば、県庁も観光施設のひとつになると思います。   | 総務部 | 福利厚生課 | このたびは、お問合せいただき、ありがとうございます。県庁食堂では、日替わりセット・弁当、日替わり丼、アラカルトメニュー、小鉢、ラーメンやうどん等を提供しています。ご意見に記載された他府県の食堂のような際立った特徴があるわけではありませんが、当日市場で仕入れた鮮魚を毎日提供し、地元産の海藻や野菜も積極的に使用しています。また、頻度は高くありませんが、「めはり寿司」や「伊勢うどん」等をセットメニューとして提供したり、県事業と合せたイベントメニューを企画したりしています。県庁近辺にお越しの際は、是非お立ち寄りください。  | すでに実施している |

|            |            |       |      |               |  |       |          |  |           |
|------------|------------|-------|------|---------------|--|-------|----------|--|-----------|
| 14         | 2016/10/13 | 電子メール | 照会   | 県の財政について      | 県財政において、投資的予算が急減するのはなぜですか。財政運営に失敗したわけではありませんか。負担を将来の世代に回すという意味では、国の財政運営とどこがどのように違うのですか。予算がないのに、国の事業である「伊勢志摩サミット」になぜ大盤振る舞いを行ったのですか。来たるべき「インターハイ」や「国民体育大会」にどのように対応するのですか。予算編成部局には何の責任もないのでしょうか。  | 総務部   | 財政課      | 日頃は、三重県行政にご理解及びご協力いただき、ありがとうございます。本県の財政状況は、公債費や社会保障関係経費などの経常的支出が年々増加しているなどの構造的な要因に加え、臨時的収入が恒常的に期待できないこともあり、より一層深刻な状況にあります。このような状況においても、平成28年度当初予算における投資的経費については、県立子ども心身発達医療センターや国体の会場となる三重交通Gスポーツの杜伊勢の建築など必要な投資に取り組むことにより、前年度6月補正後予算より87億円、8.6%増の1,102億円を計上しております。サミット関連予算については、県の負担が軽減されるよう国に対し財政支援を粘り強く働きかけ、過去例にないような補助を得た結果、当初の予定より県費の負担を大幅に減少させることができました。平成28年度当初予算においてサミット関連予算の影響が全くなかったとは言えないものの、それよりも、公債費、社会保障関係経費などの経常的支出が増加していることが、本県財政を厳しくしている大きな原因と考えています。平成33年に開催される国民体育大会に向けては、その運営経費として国民体育大会運営基金へ積立を行っているところであり、後年度負担にも留意しながら可能な限り積み立てていきます。本県では、将来世代に負担を先送ることのない持続可能な財政運営を維持していくため、先般、平成31年度までの財政健全化に向けた方針を示す「三重県財政の健全化に向けた集中取組(素案)」を策定し、公表したところです。今後は、本集中取組に基づき、より一層の歳入確保に努めながら、経常的支出の規模を段階的に引き下げていくなど、歳出構造の抜本的見直しに取り組み、臨時収入に依存しない財政運営への転換をめざしていくこととしており、こうした取組を着実に進めていくことで財政運営の責任を果たしてまいります。 | すでに実施している |
| 15<br>(23) | 2016/10/24 | 電子メール | 提案意見 | 受動喫煙完全禁止について  | 他人のたばこの煙を吸い込む「受動喫煙」の被害防止について、厚生労働省が規制強化をまとめました。官公庁などの建物内と、医療機関や小中高校の敷地内を全面禁煙とし、悪質な違反者には罰則を科すという内容で、業界団体から意見聴取した上で、新たな法案が通常国会に提出されるそうです。また、たばこ規制枠組条約が発効し、海外では対策が進んでいます。日本では、健康増進法などに防止措置の規定がありますが、努力義務にとどまっています。防止措置を義務化した厚生労働省の規制強化は、国際水準に近づくと思います。近年の五輪の開催地は、罰則付きの受動喫煙防止策を講じています。開催国として日本も対策を加速させねばなりません。分煙では、出入りの際に煙が流出します。屋内の全面禁煙を広げることが重要です。全面禁煙とする業種や対象店舗を徐々に拡大した国もあります。日本でも、業界の理解を得つつ、段階的に進めるのが現実的です。厚生労働省が公表したたばこ白書によると、受動喫煙は肺がんになるリスクを1.3倍に高めるとのことです。全面禁煙の拡大は、喫煙者の減少にも役立ちます。行政の積極的な取組、施策が求められます。 | 総務部   | 管財課      | ご意見ありがとうございます。三重県では、受動喫煙防止対策をより一層進めるため、平成28年度の早期から、本庁舎及び地域総合庁舎において、建物内禁煙に取り組むこととなり、本庁舎では、4月1日から建物内禁煙としました。また、各地域総合庁舎においても、平成28年4月1日から、または平成28年度の途中から、建物内禁煙を実施しています。  | すでに実施している |
| 16         | 2016/11/28 | 電子メール | 提案意見 | 県庁前の駐車場について   | 県庁前の駐車場が狭すぎます。立体駐車場にして駐車スペースを確保してください。   | 総務部   | 管財課      | 御意見ありがとうございます。県庁舎前駐車場につきましては、駐車スペースが少なく、御不便をおかけしております。来庁者の皆さまにおかれましては、本館前駐車場と県庁舎前県道の南側にあります大駐車場を御利用いただくようお願いしておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。  | 反映は困難である  |
| 17         | 2016/11/4  | 電子メール | 提案意見 | 犬猫の殺処分について    | 他県では、2020年までに殺処分される犬や猫をゼロにするための取組がはじまっているそうです。三重県も続いてほしいです。ペットショップの廃止、ブリーダーの数に上限を設けてライセンス制度化(ゆくゆくは廃止)、認証マイクロチップや迷子札の義務化等が必要だと思います。他国の取組等も参考にしたらよいと思います。  | 健康福祉部 | 食品安全課    | 動物愛護管理に関し、ご意見をいただきありがとうございます。県では、第2次三重県動物愛護管理推進計画に基づき、将来的に殺処分がなくなることをめざして、所有者の明示、飼い主による終生飼養等の適正飼養について啓発を行うとともに、動物取扱業の適正化を図るため、事業所への監視指導を行っています。また、犬・猫の譲渡や動物愛護教室等の普及啓発活動を一層進めるため、平成29年5月の開所をめざして三重県動物愛護推進センターの整備を進めているところです。このセンターを拠点として、動物愛護管理事業に取り組んでいきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。  | すでに実施している |
| 18         | 2016/11/7  | 電子メール | 提案意見 | 麻の栽培について      | 伊勢での大麻栽培の文化を守るなどの意義は素晴らしいと思いますが、栽培に関係する方の人選に問題があり、鳥取県智頭町で起こった事件と同じような事件が起きることを危惧しています。智頭町のような問題があったら、ああ、やっぱりと思ってしまいます。自分の暮らす町が、麻薬の里のように見られるのは非常に残念ですし、観光にも影響が出るのではないのでしょうか。  | 健康福祉部 | 業務感染症対策課 | 麻の栽培について、ご意見をいただき、ありがとうございます。大麻栽培には、大麻取締法により、大麻栽培者免許の取得が必要です。県では、大麻栽培者免許の申請があった場合には、大麻取締法及び三重県大麻取扱者指導要領等に基づき、審査を行うこととしております。具体的には、申請者の栽培目的、大麻栽培者としての技術的能力や栽培者の取るべき必要な措置の状況等について、国に対して技術的助言を求めつつ、厳正な審査を行い、免許取得の可否について判断を行います。   | すでに実施している |
| 19         | 2016/11/7  | 電話    | 苦情   | 寄付等を集めることについて | 「県政だよりみえ」11月号の人権の記事に貧困の問題が取り上げられていますが、さまざまな事情で生活が苦しい世帯がある中で、あくまで「任意」「ご協力」と言いながら、自治会が赤十字や共同募金の寄付等を集めるのはおかしいと思います。協力しないと地域で相手にされなくなるなど有形無形の圧力がかかります。役所では、所管(組織)外のことと言われ、地域の社会福祉協議会の会長からは、県からのノルマがあって、目標に届かないと自腹を切らないといけない現実があり、困っているという話を聞きました。市町のレベルでは対処してもらえないので、県に対して、まずはこのような現実があるということを知ってもらい、これらの団体と関わりの深い県の所管部局の方からしっかりと指導してもらいたいと思います。   | 健康福祉部 | 地域福祉課    | 貴重なご意見ありがとうございます。日本赤十字社は、国内外において、地震や台風などの災害や大事故に見舞われた被災地に対する緊急支援から復興支援に至るまでの幅広い活動を行っています。その活動は寄付等により支えられており、これは、任意で協力をお願いしているものです。県におきましても毎年5月の赤十字運動月間にあわせ、市町に対し、運動の周知への協力依頼を行っているところです。一方、今年70周年を迎えた「赤い羽共同募金」は、長年にわたって地域の福祉活動の推進に役立てられてきました。毎年、国で募金運動の実施期間を定めており、県におきましても募金運動の協力をしています。街頭や職場など幅広く協力を呼び掛けている募金ですので、強制ではありません。県、市町は、日本赤十字社、共同募金会等の活動を支援する立場ですので、指導することはできませんが、いただいたご意見は、日本赤十字社三重支部、三重県共同募金会等に情報共有させていただきます。詳しい内容は、各団体に直接、お問い合わせください。  | 施策の参考とする  |

|            |            |       |      |                  |  |       |         |   |             |
|------------|------------|-------|------|------------------|--|-------|---------|---|-------------|
| 20         | 2016/11/28 | 電子メール | 提案意見 | 思いやり駐車場利用証について   | 県は、障がい者や妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方に「思いやり駐車場利用証」を交付していますが、スーパー等の駐車場では、車椅子マークや「思いやり駐車区画」が設置されているのに表示がないことがあり、制度の周知不足ではないでしょうか。また、利用証の申請時の手数料が有料か無料かわかりませんが、該当する知人や家族に申請させ、譲り受けるなどのような行為もあるようです。スーパーで、車椅子が必要な家族が同乗しているのに、3台分の区画をほぼ全員健康者が使用していました。運転免許更新の講習時に制度のPRをされていましたが、不適正利用の防止も啓発してほしいです。不適正な利用を防ぐため、交付に該当する種類を利用証の分類に○印で表示すべきだと思います。「思いやり駐車場利用証」の利用実態をぜひ調べてほしいです。広い駐車場でしか乗り降りさせられない、車椅子が必要な家族の介護をしている家庭にとっては深刻です。   | 健康福祉部 | 地域福祉課   | 御意見いただき、ありがとうございます。「おもいやり駐車場利用証」の交付対象者は、障がいのある方や、要介護高齢者、難病患者、妊産婦、けが人等のうち、歩行が困難な方で、一定の要件を満たしている方としており、申請時に障害者手帳等を提示していただくことにより、要件の確認を行った上で、無償で利用証を交付しています。対象者の中には、内部障がいのある方や妊産婦など外見上は健康そうに見える方もいらっしゃいますが、利用できる人を明らかにすることで、必要な方が心理的にも駐車しやすくなっており、全国的（36府県）に制度の導入が拡大されています。利用証取得者に対するアンケートでは、利用証により89.7%の方が車をとめやすくなったと回答いただいているところですが、この制度は、利用する人のマナーによるところが大きく、おもいやり駐車場において利用証を掲示していない車も見られるため、制度の周知やマナーアップの啓発を進めています。利用証の取得者には「おもいやり駐車場」を譲りあって利用することについて、申請時に御協力をお願いするとともに、利用証の裏面にも、利用証を譲渡、貸与できないことや、乗り降りに支障がない場合には、幅の広い区画を車いす使用者等に譲っていただくことなどを記載し、注意を促しています。また、公共施設や商業施設などの管理者の方に対しては、おもいやり駐車場の新設や増設をしていただくよう働きかけを行っています。なお、利用証に利用者の性別、障がいの種類などを表示することについては、個人情報保護の観点等から難しいと考えています。今後もだれもが利用しやすい駐車場となるよう努めていきますので、御理解御協力いただきますようお願いいたします。 | 反映は困難である    |
| 21         | 2016/10/18 | 電話    | 要望   | 障がい児への支援について     | 私の子どもには重度の脳性まひがあり、24時間全介助しています。自発呼吸ができないため人工呼吸器をつけており、機械が大きな音で鳴るほか、夜中でも痰の吸引が必要です。2週間前から子どもは入院していますが、免疫力が弱く感染リスクが高いため、他の患者さんと大部屋で同室になることは不可能だと考えています。しかし、個室にすると個室代として1日につき5,400円かかります。以前は2週間以上の入院だと安くなりましたが、7月に制度が変わり、保護者の金銭的負担が重くなりました。障害児福祉手当や特別児童扶養手当など、現在もいろいろな支援をしていただき感謝していますが、生活は苦しく、切実に困っています。医療的ケアを必要とする障がい児を持つ親は、経済的な問題から社会復帰をして働きたいと考える人も多いです。しかし、施設に入所させたくても空きができることはまれです。県の障がい福祉担当の部署や子育てを支援する部署は、医療的ケアを必要とする障がい児を持つ家族について、社会復帰を支援する施策などの検討を進めてほしいです。  | 健康福祉部 | 障がい福祉課  | このたびは貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。三重県では、医療的ケアを必要とする障がい児・者とその家族が安心して地域で生活することができるための地域支援体制の構築等を目的とした施策を実施するなどの取組を行っているところです。いただきましたご意見も参考にさせていただきながら、引き続き医療的ケアを必要とする障がい児・者の支援施策の検討を進めてまいります。   | 施策の参考とする    |
| 22         | 2016/11/14 | 電子メール | 照会   | 県外専門医療機関への搬送について | 私の親類には頸椎を損傷した者がおり、今後、健康者ならムチウチ程度で済むような軽微な交通事故等でも、命に関わることになりかねないという危険があります。ところが、居住地区の救急担当病院では、こういった患者には専門性の高い医師しか対処できないため、外科的処置には対応できず、経過観察しかできないとのこと。恐らく県内にある他の病院も同様の状況だと思います。三重県に住んでいるために助からない可能性があると考えますと、県外への転出も考えざるを得ない状況です。ただ、仕事、学校のことを考えますと、なかなか難しい問題です。三重県内から名古屋や大阪などの県外にある高度救急病院へ搬送することについて、現在運用しているドクターヘリでそのような対応も可能でしょうか。臨機応変にご対応いただけるようでしたら、少しは安心して暮らすこともできると思います。  | 健康福祉部 | 地域医療推進課 | ドクターヘリは、救急医療用の医療機器などが装備され、救急医療の専門医や看護師が同乗し、救急現場などから医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行う専用のヘリコプターです。国・県の補助のもと、ドクターヘリ基地病院である三重大学医学部附属病院及び伊勢赤十字病院が、二カ月交代で運航を実施しています。ドクターヘリの運航範囲は原則県内となっており、多くの場合、患者は県内の医療機関に搬送されます。ただし、高度熱傷等、県内の病院で対応が困難な場合は、県外の医療機関へ搬送を行うケースもあります。ドクターヘリの運航は、消防機関や搭乗医師の判断、天候状況や運航時間帯（夜間は運航不可）、重複要請の有無、運航距離など、その時の様々な要素により判断されているため、お問い合わせいただいた県外搬送を事前にお約束することは難しい状況です。今後も、1人でも多くの県民の命を救い、重症な患者の後遺障害の軽減などを図るため、基地病院におけるドクターヘリの運航を支援していきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。   | すでに実施している   |
| 23<br>(15) | 2016/10/24 | 電子メール | 提案意見 | 受動喫煙完全禁止について     | 他人のたばこの煙を吸い込む「受動喫煙」の被害防止について、厚生労働省が規制強化をまとめました。官公庁などの建物内と、医療機関や小中高校の敷地内を全面禁煙とし、悪質な違反者には罰則を科すという内容で、業界団体から意見聴取した上で、新たな法案が通常国会に提出されるそうです。また、たばこ規制枠組条約が発効し、海外では対策が進んでいます。日本では、健康増進法などに防止措置の規定がありますが、努力義務にとどまっています。防止措置を義務化した厚生労働省の規制強化は、国際水準に近づくと考えます。近年の五輪の開催地は、罰則付きの受動喫煙防止策を講じています。開国国として日本も対策を加速させねばなりません。分煙では、出入りの際に煙が流出します。屋内の全面禁煙を広げることが重要です。全面禁煙とする業種や対象店舗を徐々に拡大した国もあります。日本でも、業界の理解を得つつ、段階的に進めるのが現実的です。厚生労働省が公表したたばこ白書によると、受動喫煙は肺がんになるリスクを1.3倍に高めるとのことです。全面禁煙の拡大は、喫煙者の減少にも役立ちます。行政の積極的な取組、施策が求められます。 | 健康福祉部 | 健康づくり課  | 貴重なご意見をいただきありがとうございます。平成22年2月に出された厚生労働省健康局長通知では、公共的な空間については原則として全面禁煙であるべきとされています。三重県ではこの通知を受け、各部署と連携を図り関係団体に広く周知するとともに、受動喫煙防止対策への協力を依頼しています。店舗等については平成18年より、終日完全禁煙の飲食店等を「たばこの煙の無いお店」として認定制度を開始し、「三重の健康づくり基本計画」においても認定登録数をたばこに関する取組の評価指標とし、対策に取り組んでいるところです。今後、厚生労働省の「受動喫煙防止対策の強化」の動向も見ながら、受動喫煙防止対策を推進していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。   | 施策の参考とする    |
| 24         | 2016/11/28 | 電話    | 苦情   | 検診会場の駐車場対応について   | 県が行う疾患実態調査の対象になったという通知を受け、それに協力しようと、日曜日に津市内の会場を訪問しました。案内文書では、10時～12時までが検診時間となっていたので、10時過ぎに会場に到着したのですが、駐車場が一杯で、30分以上待っても駐車できませんでした。会場の駐車場が狭いなら、臨時の駐車場を会場近くに確保するとか、案内する人を置くべきです。また、駐車場が狭く、車での利用がしにくいなどの制約があるのなら、「なるべく公共交通機関の利用をお願いします。」といった案内をしておくべきでないですか。  | 健康福祉部 | 健康づくり課  | この度は、日曜日の貴重なお時間を長時間お待たせし、大変申し訳ございませんでした。調査日当日、会場が別の事業で使用されることを把握していなかったため、調査対象者と施設利用者の駐車時間が重複していたことから、当初の調査協力見込者数の駐車可能な台数が確保できていませんでした。再発を防ぐため、今後は、事前に会場となる施設の駐車台数の把握及び事業の重複による混雑がないか確認を行うとともに、分かりやすい第2駐車場の案内や、駐車場の台数が限られている場合は、公共交通機関を利用していただくようご案内をさせていただきます。   | 次年度以降に反映したい |

|    |            |       |      |                   |   |       |             |   |           |
|----|------------|-------|------|-------------------|---|-------|-------------|---|-----------|
| 25 | 2016/10/26 | 電子メール | 苦情   | 三重県主催の研修について      | 三重県障害者虐待防止・権利擁護研修を受講しました。受付の際、3列程の長い列ができていました。どこに並ぶのかわからない状況だったので、ひとまず並びました。受付の順番が近づいた時に、受付の長机の前に等間隔に貼られた用紙を見ることができました。用紙には「あ～お（事業所）」等記載されていて、そこで初めてどのような基準で並んでいるのか理解できました。私は違う所に並んでいたのでも、適切な列に並び直しました。ようやく受付の順番が来た時、事業所名を伝えると職員の方に「個人のお名前の列に並んでください。」と言われました。「用紙に事業所と書いてありますよ。」と伝えると「はい」との返答のみでした。この件は今回が初めての体験ではなく、サービス管理責任者等講習も同様でした。その研修のアンケートでは改善していただきたい点を記載しましたが、今回、改善はみられませんでした。検討、改善をよろしくお願いいたします。   | 健康福祉部 | 障害者相談支援センター | ご意見をいただきありがとうございます。この度は、職員の対応で不快な思いをおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。ご指摘いただいた件につきましては、改善を重ねるとともに、参加者の皆さんに真摯な対応を行うよう、職員ミーティング等の場で周知徹底し、マナー向上に努めてまいります。  | すでに実施している |
| 26 | 2016/11/4  | 電子メール | 提案意見 | 飲酒運転を減らすための条例について | 飲酒運転を厳罰化しても減らない理由を推測してみました。車で通勤しておきながら、急に誘われた等の理由から飲み会に参加した人が、つい楽しくて酔っ払ってしまうこともあります。運転代行業者の電話番号等事前に調べていない場合、わざわざ店の人に連絡を頼みにくいと思います。頼むと、車で来て飲酒していることが見つかってしまいます。また、手配できなかったり値段が高すぎて断りたい時に困ったりすると思います。「こっそり運転して帰れば誰にも多分見つからないし、代行のお金もかからない。多分検問はやっていないだろうし、事故も起こさないだろう。」と考え、多くの人が飲酒運転をしてしまうと思います。対策として、お酒を出す店に対して、必ず近所の運転代行業者の電話と料金等の条件を書いたリストについて、各テーブルと全てのトイレに置くことを義務付ければ、一定の効果は期待できると思います。周りに気付かれないように内緒で交渉すれば、手配できた時だけ事後報告すればいいという安心感から電話しやすくなり、結果的に飲酒運転が減ると思います。是非法制化してほしいですが、まずは三重県が条例を作って、他県に先駆けて効果を検証してほしいです。              | 環境生活部 | くらし・交通安全課   | 飲酒運転の防止方策について、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。飲酒運転については厳罰化され、飲酒運転違反者の周辺者に対する罰則も設けられました。厳罰化により、県内の飲酒運転違反者も年々減少しておりますが、平成23年以降は飲酒運転違反者が徐々に増加している状況が認められます。そのため、三重県では平成25年7月に「三重県飲酒運転ゼロをめざす条例」を施行し、関係機関・団体と連携し、飲酒運転の根絶に向けた各種の取組を推進しています。条例では、飲食店営業者等の取組として、「飲酒運転が行われないよう特に配慮するよう努めるものとする。」と定めています。また、条例に基づいて策定しました「三重県飲酒運転ゼロをめざす基本計画」では、飲食店営業者等の具体的な取組として、・飲酒運転根絶のポスター等の掲示、車両の運転者には酒類を提供しない旨の掲出・メニュー等への啓発文等の掲載・来店者への積極的な声かけ、運転代行業者の紹介、ハンドルキーパー運動の普及などに努めること、としています。ご意見にありました「店内における運転代行業者の連絡先等リストの設置義務」については、条例による義務規程というものではなく、酒類を取り扱う事業者として、飲酒運転防止のために自主的に取り組んでいただくものと考えておりますが、県としましては、特に、関係機関・団体を通じて酒類販売管理者や飲食店事業者等に対して、積極的に取り組んでいただくよう継続して協力依頼を行っています。飲酒運転の根絶に向けては、運転者に対する交通安全教育をはじめ、飲酒運転をさせない環境づくりが重要と考えておりますので、条例の周知徹底を図り、社会全体の飲酒運転防止意識の高揚など、関係機関・団体とともに、飲酒運転根絶対策の推進に取り組んでまいります。 | 施策の参考とする  |
| 27 | 2016/12/5  | 電子メール | 提案意見 | 高齢者の交通事故防止について    | 運転に自信がなくなったら免許証を自主返納しましょうと、各地の県警が呼びかけていますが、車がないと不便な地域の人は、危ないとは思いつつも、よほどのメリットを感じないと自ら返納しないようです。その中で、免許を自主返納した人や高齢者などにタクシー券を支給する制度を始めた自治体もあり、条件に当てはまる人たちが乗り合いバスのようにタクシーと一緒に利用した場合、割引が受けられると聞きました。タクシー代が無料になるほどの補助の必要はないと思います。バスや車で走っても経費はかかるので、一回1000円くらいの負担で利用できればよいと思います。タクシー会社ももうかり、雇用も増えると思います。乗る時間を自由に選べ、目的地のすぐ前まで連れて行ってくれます。全国的にどンドン広まってほしいと思います。また、永久に免許を返上するのはハードルが高いという高齢者もいるでしょう。事故を起こしたら一旦免許を停止し、再び免許が必要になった時には、一定の検査を義務づけた上で免許の復活をできるようにすれば、免許を手放す人が増えるのではないのでしょうか。以上のアイデアを参考にして、高齢者の交通事故防止のため、三重県で独自に条例を作っていたらと幸いです。 | 環境生活部 | くらし・交通安全課   | 高齢者の交通事故防止に関して、貴重なご意見をいただきありがとうございます。高齢運転者の交通事故防止対策は、来年3月12日から施行される改正道路交通法で推進されることとなっております。内容は、臨時認知機能検査、臨時高齢者講習の新設などです。75歳以上の運転者が認知機能が低下したときに起こしやすい違反行為（信号無視など18の違反行為）をしたときは、臨時認知機能検査をうけ、認知症のおそれがある場合は、臨時適性検査（医師の診断）を受け、又は主治医等の診断書を提出する必要があり、認知症と判断された場合は、運転免許の取り消し等の対象となるものです。また、ご意見にありました交通事故を起こした際の受診についても、交通事故の形態や当事者の状態に応じ、運転免許の仮停止や臨時適性検査の規定に基づき公安委員会で対応されているところであり、運転免許の再取得に関する規定も道路交通法で定められておりますので、条例を設けるものではないと判断します。高齢者に対する支援については、各市町によるコミュニティバスの運行、バス乗車券の配布のほか、自主返納者への支援として、路線バス運行事業者による「フリーバス定期券」や「運賃半額制度」、一部タクシー会社による「運賃割引制度」などが可能な範囲で実施されているところですが、今後も各市町や関係機関・団体と協力し、移手段の確保を中心とした支援制度の拡充に向けて取り組んでまいりたいと考えております。   | 施策の参考とする  |
| 28 | 2016/10/31 | 電子メール | 提案意見 | 食品廃棄を防ぐアイデアについて   | 食品廃棄を防ぐアイデアについて、2年ほど前に新聞社に投稿したところ、全国版の紙面に掲載されましたが、どこかのスーパーで実施したという話も聞けず残念に思っています。ぜひ、三重県が先駆けて取り組んでほしいです。アイデアの内容は、エコシールを作成し、値引きや賞味期限が近づいている食品に貼付し、消費者の購入を促すことで、食品の廃棄を減らしていくものです。集めたエコシールは食品と交換できるようにします。店では食品の廃棄が減り、節約したい人はエコシールを実施している店で買うかもしれません。このアイデアなら消費者もお店もウインウインで、食品廃棄が減り、地球にとってもウインです。   | 環境生活部 | 廃棄物・リサイクル課  | このたびは食品廃棄物削減に関するご意見ありがとうございます。近年、まだ食べられる食品が捨てられているという現状に注目が集まり、食品ロス削減（食品廃棄物削減）の動きが広がっています。その一例として、賞味期限・消費期限が近づいた食品にシールを貼り、消費者の購買を促す「それ、フードレスキュー」という取組が一部の食品小売業者で行われています。「それ、フードレスキュー」のシールはこのたびご提案いただいたエコシールのように集めることによる特典等はありませんが、個人でできる食品ロス削減運動として消費者に働きかける効果があります。また、今年度、福井県で食品ロス削減を目的とした「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」（以下、協議会）が設立されました。三重県は協議会の趣旨に賛同し、会員として協議会に参加しております。今後、三重県として食品ロス削減に向けた取組を進めるにあたり、協議会に参加して食品ロス削減に関する取組や成果について情報収集に努めているところです。このたびいただいたご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。貴重なご意見ありがとうございます。   | 施策の参考とする  |
| 29 | 2016/10/26 | 電話    | 提案意見 | 人権センター常設展示室について   | 三重県人権センターの常設展示室の在日朝鮮人に関する展示内容が、偏っているのではありませんか。  | 環境生活部 | 人権センター      | ご意見ありがとうございます。人権センターの常設展示室の「三重県の在日朝鮮人」のパネルについては、作成当時の教科書等の記述を参考に、標準化されている内容を基本として作成したものです。いただきましたご意見については、参考にさせていただきます。   | 施策の参考とする  |
| 30 | 2016/11/7  | 電子メール | 提案意見 | 人権センター常設展示室について   | 常設展示室の在日朝鮮人に関わるパネルの内容について、修正してはどうですか。   | 環境生活部 | 人権センター      | ご意見ありがとうございます。人権センターの常設展示室の「三重県の在日朝鮮人」のパネルについては、作成当時の教科書等の記述を参考に、標準化されている内容を基本として作成したものです。いただきましたご意見については、参考にさせていただきます。   | 施策の参考とする  |

|       |            |       |      |                              |   |       |                |   |              |
|-------|------------|-------|------|------------------------------|---|-------|----------------|---|--------------|
| 31    | 2016/11/15 | 電子メール | 提案意見 | プロ野球公式戦の三重県開催について            | プロ野球の来シーズンの公式戦日程が先日発表されましたが、三重県内では今年も開催されません。このことがもう20年近く続いています。交流戦も含め各球団143試合が行われるのに、1試合も三重県内で開催できないのはおかしいと思います。また、県営球場を津市に建設する話について、最近は聞きませんが、どうなっているのですか。  | 地域連携部 | 国体準備課          | 貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。プロスポーツ公式戦が開催できる施設は、県民のみなさんに夢や希望、感動を与える場であるとともに、運動意欲の向上や競技力の向上にもつながります。プロ野球公式戦が開催できる施設が整備されることは望ましいことであり、本県が策定している「三重県スポーツ施設整備計画」でも、こうした施設がないことについて課題と捉えており、中長期的な視点で幅広く検討していきます。なお、現在のところ、県営球場を津市へ建設する計画はありません。   | 施策の参考とする     |
| 32(B) | 2016/11/4  | 面談・来訪 | 苦情   | 鈴鹿庁舎におけるさわやか提案箱の案内表示について     | 鈴鹿庁舎のさわやか提案箱の前におかれている案内が、野呂前知事の写真入りの古いものとなっており、非常に残念です。他の庁舎でもこのようなことがあってはなりません。鈴鹿地域防災総合事務所を管轄する地域連携部長及びさわやか提案箱を管轄する戦略企画部長にも所長から当該案件を伝えたくて、見解を聞きたいと思っております。  | 鈴鹿庁舎  | 地域調整防災総務所      | この度は貴重なご意見ありがとうございました。また、不快なお気持ちにさせ、申し訳ありませんでした。ご指摘を受け、鈴鹿庁舎に設置しておりますさわやか提案箱の案内表示を更新いたしました。庁舎の他の掲示物等でもこのようなことがないかチェックを行い、庁舎内の他の事務所にも注意喚起を行います。他の総合庁舎にも提案箱の案内表示について確認をしたところ、不適切な表示はありませんでしたが、併せて注意喚起を行いました。また、鈴鹿地域防災総合事務所長から地域連携部長及び戦略企画部長にも報告をし、非常に不適切な事例であり、今後このようなことがないように注意するようとの指示を受けました。今後このようなことがないように努めてまいりますので、ご理解ご了承のほどよろしくお願いいたします。  | 県民の声を受けて実施した |
| 33(7) | 2016/11/9  | 電話    | 提案意見 | 県職員と思われる人物によるインターネット上の発言について | インターネットニュースの意見投稿欄に、三重県職員と思われる人物の投稿がありました。内容は、学力の低い人を馬鹿にするようなものです。人権宣言をしている三重県の職員がそのようなことでのいいのですか。単に削除させる等の対応だけでなく、今後の三重県の対応を注視しています。  | 津庁舎   | 地域調整防災総務所      | ご指摘のありました県職員と思われる人物は、現在、他団体の職員となっていることが分かりました。今回いただきました意見については、所属する団体にお伝え致しました。   | すでに実施している    |
| 34    | 2016/10/3  | 電子メール | 提案意見 | メガソーラー等の設置について               | 以前から青山高原で山林が切り開かれて、風力発電やメガソーラーなどが次々と設置されていますが、とても疑問に思っています。伊賀市側からの景観などは、以前とは比べようもない悲惨さです。空いている屋根の上にソーラー発電を設置することなどは納得できるのですが、せつかくの山林を切り開いての再生エネルギーなんて本末転倒と考えます。動物たちの居場所もなくなります。   | 雇用経済部 | エネルギー政策・ICT活用課 | さわやか提案箱へのご意見ありがとうございます。県では、平成28年3月に改定した「三重県新エネルギービジョン」において、エネルギーの安定供給と温室効果ガスの削減に向け、平成42年度末までに原油換算で156万キロリットル(84.5万世帯)に相当する新エネルギーの県内への導入目標を掲げ、本県の地域特性を生かした太陽光、風力、バイオマス等を活用した新エネルギーの導入促進を進めているところです。平成24年7月に始まった国の「再生可能エネルギー固定価格買取制度」を背景に、本県においても、民間事業者を中心に太陽光発電、風力発電などの導入が進んでいます。メガソーラーや風力発電などの発電規模の大きい新エネルギー施設の導入にあたっては、「三重県環境影響評価条例」や「三重県自然環境保全条例」など関係法令による基準を満たした上で導入されていますが、計画段階から地域住民に情報が提供され、住環境、自然環境、景観に配慮して設置されることが望ましく、新エネルギー施設が地域と共存共栄できるよう、引き続き民間事業者への助言など、市町と連携して取り組んでまいります。 | 施策の参考とする     |
| 35    | 2016/11/28 | 電子メール | 照会   | お伊勢さん菓子博2017について             | 三重で開催される菓子博に誘われました。前売り入場券が安く手に入るそうで、ついでに温泉や観光で楽しめるしとワクワクしたのですが、調べてみると不安だらけになりました。それは、以前開催された他県の菓子博のロコミです。どれを見ても不満だらけの内容で、入場料を払って入る価値がないというロコミもありました。三重での開催、運営は万全の体制なのでしょう。菓子博のホームページでも、あまり詳しい内容は伝わってこないで心配でなりません。運営がきちんとできる体制になっているなら、是非行きたいと思っております。 | 雇用経済部 | 中小企業・サービス産業振興課 | この度は、来年開催される「お伊勢さん菓子博2017」について、貴重なご意見をいただきありがとうございます。本県は、菓子博が菓子業界をはじめとする産業の振興だけでなく、地域の活性化につながるイベントであると考え、三重県菓子工業組合や伊勢市、鳥羽市、志摩市等関係機関・団体で構成された菓子博実行委員会に参画し、実行委員会の取組を支援しているところです。菓子博実行委員会では、巨大工芸菓子が展示される「お菓子のテーマ館」や全国の菓匠が伝統の技を駆使して製作した工芸菓子を一堂に集めて展示する「お菓子の匠工芸館」をはじめ、全国のお菓子が買える「全国お菓子夢の市」、三重のグルメが味わえる「フードコート」など、子供からお年寄りまで楽しんでいただける内容となるよう準備を進めています。菓子博実行委員会とも知恵をしばり、一層、菓子博覧会のPRと情報発信に努めるとともに、関係機関・団体と連携をより深め、「菓子博に来たい、三重県に来たい」という、ワクワクした気持ちにお応えできる博覧会にしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。        | すでに実施している    |
| 36(A) | 2016/11/15 | 面談・来訪 | 苦情   | 職員の態度について                    | 県熊野庁舎の食堂で食事をするため並んでいたところ、割り込んで入ってきた県の職員がいて、体にぶつかってきました。注意すると、その職員は謝りましたが、すぐ態度が悪く、謝る姿勢が感じられなかったため、不快な思いをしました。謝るのであれば、きちんと謝ってほしいです。県の職員であれば、もっと言葉遣いを考えてほしいと思っております。   | 県土整備部 | 県土整備総務課        | ご意見ありがとうございます。この度は、職員の態度により不快な思いをおかけしたことを深くお詫び申し上げます。日頃から、県民の皆様様に誤解を与えるような行動は慎むよう注意喚起を行っていますが、引き続き、会議等さまざまな機会を捉えて周知徹底し、マナー向上に努めてまいります。  | すでに実施している    |
| 37    | 2016/11/2  | 面談・来訪 | 苦情   | 道路の破損について                    | 県道43号一志美杉線について、名松線井関駅前から20mくらい北に行った所の道路の東側に穴が空いています。危ないですから早く直してください。すぐに直らないのなら、夜間でも分かるような目印を置いてください。現状は草が覆いかぶさっていて、穴が見えない状態になっています。  | 津庁舎   | 保全建設事務所        | ご意見ありがとうございます。ご指摘のあった道路横の穴について現地確認を行ったところ、穴のある場所は、個人所有の土地であることが判明しました。土地所有者に対しては、速やかに穴を埋め戻すよう連絡しました。なお、歩行者や自転車が行き交う時に転落することも考えられることから、反射板付きのポールとロープにて注意喚起を行いましたので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。   | すでに実施している    |



|            |                |           |          |   |  |           |                             |  |                              |
|------------|----------------|-----------|----------|---|--|-----------|-----------------------------|--|------------------------------|
| 38<br>(B)  | 2016/<br>10/27 | 封書・<br>葉書 | 苦情       | 県発注工事<br>現場におけ<br>る仮設トイレ<br>の設置につ<br>いて | 私は伊賀市に住む者ですが、最近不快に感じる場合があります。通勤経路として県道49号を毎日<br>利用しています。何年か前から川合地内で歩道の工事をしてありますが、今行われている工事で、毎<br>朝作業員が水田のところで用を足しています。他の工事現場では、仮設トイレを見かけますので仮<br>設トイレが普通と思っていましたが、今の工事が始まってからまだありません。仮設トイレは義務<br>だと思っていましたが、違うのですか。とにかく不快です。   | 伊賀<br>庁舎  | 事業<br>伊賀<br>推進<br>建設<br>事務所 | この度は、伊賀建設事務所発注工事現場における作業員の行動で不快な思いをさせていただきましたことを深く<br>お詫び申し上げます。仮設トイレの設置は義務ではありませんが、今回の指摘を受けまして、関係者に注意を行<br>い、仮設トイレを設置しました。今後、このようなことが起こらないように再発防止に努めてまいります。   | 県民<br>の声<br>を受け<br>て実施<br>した |
| 39         | 2016/<br>10/19 | 電話        | 提案意<br>見 | パチンコ店<br>の営業につ<br>いて                    | 毎年恒例で、大晦日には三重県内のパチンコ店がオールナイト営業をしています。これを許して<br>いる条例の条項を廃止すべきです。風紀の乱れやギャンブル依存症の助長などの恐れがあるからで<br>す。この条例を可決した県議会に伝えてください。   | 議会<br>事務局 | 議会<br>事務局                   | 県議会にご意見をいただき、ありがとうございます。いただいたご意見は全議員に周知いたします。なお、事<br>務を所管する三重県公安委員会にもご意見はお伝えしました。  | 施策<br>の参<br>考と<br>する         |
| 40         | 2016/<br>11/7  | 面談・<br>来訪 | 要望       | 監査委員の<br>変更につ<br>いて                     | 平成28年10月12日の知事定例記者会見によって、上島憲監査委員が知事の伊勢の後援会長<br>であることがわかりました。このような選任は、有識者として、納税者として、あってはならない<br>ことであると思います。「さわやか提案箱」を活用し、知事に強く抗議し、監査委員の変更を要望<br>しました。(要望の内容については下記のとおり) 早急に監査委員を変更させてください。よろ<br>しくお願いします。(要望の内容) 平成28年10月12日の知事定例記者会見によって、上島<br>憲監査委員が知事の伊勢の後援会長であることがわかりました。このような選任は、有権者として<br>納税者として、あってはならないことであると思ひ、強く抗議します。監査委員選任にかかる議案<br>提出について(決裁日平成28年6月28日)を情報公開請求しましたが、決裁区分は「知事」で<br>した。嶋田総務部長、渡邊副知事、石垣副知事に「上島憲さんが知事の後援会長だということ<br>を知っていたのか。」と質問しましたところ、3人共「知らなかった。」と答えていただきました。<br>自分の後援会長を監査委員にするために、議案を提出した知事の政治的センスには失望しました。<br>「地方自治法第198条の2の欠格事項ではないから。」と知事が説明されたとしても私は納得す<br>ることができません。私の三重県民としての文化力と感性に基づいて、知事をこの件において信頼<br>することはできません。今後の監査報告も信用することができません。早急に監査委員の変更の手<br>続をしていただくよう要望いたします。 | 議会<br>事務局 | 議会<br>事務局                   | 県議会にご意見いただき、ありがとうございます。いただきましたご意見は全議員に周知いたします。   | 施策<br>の参<br>考と<br>する         |
| 41         | 2016/<br>11/28 | 電子<br>メール | 提案意<br>見 | 議員の数に<br>ついて                            | 県議会は、参議院選挙での知事の行動などに時間を費やさず、私たち県民に関わることに<br>ついて、時間を費やしてほしいです。特に、財政難と言っていますが、議員の数を減らせばいいと思<br>います。  | 議会<br>事務局 | 議会<br>事務局                   | 県議会にご意見をいただき、ありがとうございます。いただきましたご意見は全議員に周知いたします。  | 施策<br>の参<br>考と<br>する         |
| 42<br>(A)  | 2016/<br>11/4  | 電子<br>メール | 提案意<br>見 | 職員の懲戒<br>処分につ<br>いて                     | 教育委員会事務局職員及び公立学校職員の処分について報道発表がありました。このようなこ<br>とは氷山の一角です。病気休暇を取得している職員を詳細に調査してください。   | 教育<br>委員会 | 教職<br>員課                    | この度は、職員の行為により、教育行政や学校教育に対する県民の信頼を著しく損なう事態となり、深くお詫<br>び申し上げます。病気休暇については、職員が負傷または病気の状態にあることを客観的に判断できるときに認<br>めることとしており、今回の事例は客観性を保証する診断書等を偽造するという事案でした。今回の事案を受け<br>て、改めて所属長に対し、職員本人からの聴き取りはもとより、必要に応じて医師から聴き取りを行うなど、本<br>人の状況を十分に把握することなどを徹底し、再発防止に努めますので、ご理解いただきますようお願いしま<br>す。   | すで<br>に実<br>施し<br>てい<br>る    |
| 43<br>(12) | 2016/<br>11/28 | 電子<br>メール | 要望       | 精神障がい<br>者の公務員<br>採用につ<br>いて            | 2018年度から、精神障がい者が雇用義務化されます。しかしながら、全国の自治体や教育委<br>員会の行っている採用試験における障がい者を対象とした特別選考では、依然としてその対象を身<br>体障がい者に限定しているところがほとんどで、知的障がい者、精神障がい者には門戸を開いてい<br>ません。2018年度から精神障がい者の雇用が義務化されるため、2017年の採用試験から精<br>神障がい者を採用し始める必要があると考えています。三重県、三重県教育委員会におかれまして<br>は、障がい者を対象とした特別選考の対象を、速やかに身体障がい者から全ての障がい者へ拡大す<br>るよう、お願いいたします。身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の全ての障がい者が安心<br>して働けるよう、法改正の趣旨を理解していただき、法律を誠実に執行していただきますよう、よ<br>ろしくお願いいたします。  | 教育<br>委員会 | 教職<br>員課                    | 三重県公立学校教員採用選考試験においては、障がい者の雇用促進を図るため、平成12年度の採用選考試験<br>から「障がい者を対象とした特別選考」を実施しています。三重県公立学校教員採用選考試験では、すべての試<br>験項目を受験し、それぞれの基準を満たす受験者の中から総合的に選考することを原則としています。しかし、<br>身体に障がいのある人は、その障がいの状況によりすべての試験項目を受験することが物理的に困難であるとい<br>う場合も想定されるため、必要に応じて試験項目の代替、免除等の措置を講じることのできる「障がい者を対象<br>とした特別選考」を実施することにより、身体に障がいのある人の受験機会を保障し、障がい者の雇用促進を<br>図っています。また、本特別選考以外の受験者であっても、試験実施にあたっては、すべての試験項目を受験す<br>ることができるよう、必要に応じ提供しうる最大限の配慮を行っています。本年度においては、障がい者の受験<br>機会の保障及び拡大に向けて、本特別選考の申込資格から「自力による通勤が可能であること」の要件を外した<br>ところから、ご指摘のとおり障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律により、平成30年4月<br>1日から、法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障がい者を追加することになりますので、三重県教育委<br>員会においても、その対応について他県の状況等をふまえて検討していきます。 | 施策<br>の参<br>考と<br>する         |
| 44<br>(45) | 2016/<br>12/6  | 提案箱       | 提案意<br>見 | 英語の教育<br>について                           | 私は、第二言語として英語を採用し、小学校、中学校、高校において英語で教育することを要望<br>します。もちろん、日本語でも教えます。日常生活において英語で会話することにより英語が聴き<br>とれ、話をするができます。私は、三重県独自でこの政策を進めてほしいと思います。   | 教育<br>委員会 | 高<br>校<br>教育<br>課           | ご意見ありがとうございます。急速なグローバル化の進展の中で、一人ひとりが、異文化理解やコミュニケー<br>ション能力、英語力を向上させることは重要です。現行学習指導要領では、外国語(英語)の授業について、<br>「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能をバランスよく育成し、小中高を通じて、コミュニケーション能力<br>を高めることを目指しています。このことを踏まえ、三重県では、4技能を通じて「英語を使って何ができるよ<br>うになるか」という観点から、学習到達目標を設定(例:CAN-DO形式)し、指導・評価方法の改善を進め<br>ています。また、授業を実際の英語コミュニケーションの場面とするため、今後も、児童生徒の理解の程度に応<br>じた英語を用いつつ、児童生徒が英語に触れる機会を増やしていきたいと考えています。なお、英語以外の授業<br>については、当該教科・科目の目標を実現するためには、日本語で学ぶ方が効果的であると考えています。   | すで<br>に実<br>施し<br>てい<br>る    |

|            |               |       |      |                       |   |       |             |   |           |
|------------|---------------|-------|------|-----------------------|---|-------|-------------|---|-----------|
| 45<br>(44) | 2016/<br>12/6 | 提案箱   | 提案意見 | 英語の教育について             | 私は、第二言語として英語を採用し、小学校、中学校、高校において英語で教育することを要望します。もちろん、日本語でも教えます。日常生活において英語で会話することにより英語が聴きとれ、話をするすることができます。私は、三重県独自でこの政策を進めてほしいと思います。  | 教育委員会 | 小中学校教育課     | 高校教育課と同様の回答となります。   | すでに実施している |
| 46         | 2016/<br>11/2 | 電子メール | 提案意見 | 海女漁の無形文化遺産登録について      | 平成27年11月に、三重県知事が、他国と連携して登録を目指したいと発言した時から心配していました。心配していたとおり、他国だけの登録になりそうだという知らせを聞きました。三重県はこれでいいのでしょうか。                               | 教育委員会 | 社会教育・文化財保護課 | 御意見ありがとうございます。日本では、ユネスコ無形文化遺産登録のためには、国の文化財指定を受けることが前提となっています。このため、三重県では、平成26年1月に「鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術」を県の無形民俗文化財に指定し、ユネスコ無形文化遺産登録の前提となる、鳥羽・志摩の海女漁技術の国文化財指定を目指して取組を引き続き進めているところです。 | 反映は困難である  |
| 47         | 2016/<br>11/4 | 電子メール | 提案意見 | 海女文化のユネスコ無形文化遺産登録について | 知事は、海女文化を他国と協力して、ユネスコ無形文化遺産登録を目指していましたが、他国の海女のみが単独登録されるそうです。三重県人であることを誇りに思っている私は、大変残念です。これで、海女の起源は他国ということになり、後世に伝えられていくのではないのでしょうか。 | 教育委員会 | 社会教育・文化財保護課 | 御意見ありがとうございます。日本では、ユネスコ無形文化遺産登録のためには、国の文化財指定を受けることが前提となっています。このため、三重県では、平成26年1月に「鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術」を県の無形民俗文化財に指定し、ユネスコ無形文化遺産登録の前提となる、鳥羽・志摩の海女漁技術の国文化財指定を目指して取組を引き続き進めているところです。 | 反映は困難である  |